

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第37号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター 2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成28年5月10日発行 第37号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

社会福祉法の改正

弁護士 田中 幹夫



2014年7月に厚生労働省の設置した委員会が「社会福祉法人の在り方について」という報告書を発表し、これは多くの社会福祉法人に対して

少なからぬインパクトを与えたものです。折しも2014年6月2日の朝日新聞は「社会福祉法人の理事長自らが自己の利益を図り社会福祉法人を億単位のコストで売却するなどの私物化の例が相次いでいる」と報じ、社会福祉法人を信頼している国民をがっかりさせました。

しかし、実際のところ私はあまり驚きませんでした。20年以上も前になりますが、ある男が社会福祉法人の理事長の地位を3000万円を買って問題になった事件に、弁護士として関与したことがあるのです。それに、福祉の企業化が政府によって進められれば、早晚社会福祉法人の事業が営利化されるだろうと、悲観的に思っていたせいもあるのです。

社会福祉法人に対する批判は、今までにも相当ありました。利用者から多額の寄付金を集めているのに過大な遊休資産を持っているとか、運営が前近代的で理事長の独断専行を許しているとかです。実に35年も前、日本精神薄弱者愛護協会（今の日本知的障害者福祉協会）の機関誌（愛護289号）に、施設人の反省を強く呼びかける記事が載っています。

社会福祉法人は、1951年3月に制定された社会

福祉事業法（2000年5月社会福祉法と改める）に基づくもので、重要な社会福祉事業を実践する公益法人と位置づけられています。そのため、この法人は公的監督や助成を受け、課税上も優遇され、利用者の人権にかかわる第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条2項）につき経営主体になれます（同法第60条）。

ところが、福祉の商品化が押し進められた結果、社会福祉法人の公益性に疑問が生ずる事態となり、政府も社会福祉法の一部を改正することにより。社会福祉法人制度の「改革」を図りました。

ご承知のとおり、政権与党は「戦争法案」の成立に全力を注いで、前記の法案は継続審議となりましたが、今の国会で成立することは間違いありません。この改正法では、法人の理事会を業務執行に関する意思決定機関として明確に位置づけ、評議員会を法人運営の基本ルール体制の決定と事後的な監督を行う必置の議決機関としています。

私は、この法改正を機に利用者の福祉権を護る立場の人が、社会福祉法人の運営や監督に強く関与して欲しいと思います。従前の役員人事は、私の知るかぎりでは理事長の一存で決まっていたことが多いのです。監督官庁も役員を解職することは困難ですが、改正法では評議員会が役員人事の決定権限を持ちます。「全施連」が先ず「良い評議員」選任の手だてを考えてはいかがでしょうか。

中央研修会

11月24日
県民会館大ホール

今年は「意思決定・意思疎通支援」をテーマに
3つの講演を実施しました。



講演 I

「知的障害のある人の意思決定支援を考える」

講師 宗澤 忠雄 氏 (埼玉大学准教授)

1. 障害のある人の権利と

意思決定支援

障害者権利条約を締結した日本は、国内法が権利条約に違反しないものであることが求められます。近年「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」など次々と法律がつくられているのは、この権利条約によるものです。



☆権利条約 第2条定義

合理的配慮という考えが示されています。これは障害のある人がその障害ゆえに、差別や負担を負うことのないよう、社会全体で配慮し、支援する仕組みを作りなさい、というものです。

☆権利条約 第12条

障害を持つその人こそが主体で、無理だからとかわからないだろうとかで支援者が代わりに物事を決めるのは人権侵害行為だと言っています。その観点から成年後見制度で後見人が法的に代理権を持つことも権利条約違反に当たります。

意思決定ができないと判断する前に《すべての人に意思決定の能力がある》ことを基本に、本人の意思決定のための支援をしなければなりません。

宗澤氏は支援付意思決定の原則と称し「障害のある人自身が権利を行使できるようにすること」「障害を持つ人の生活を制限したり、管理したりするためでない」「生活の質の向上と社会への参画を支援することが目的」とし、本人の生活にかかわりがあり、本人のことをよく知る、本人と親密な関係にあるすべての人が支援者として本人の意思決定を支援すべきだと論じています。

2. 知的障害のあることと意思決定の能力

知的障害者の意思決定支援を考える時、まさに千差万別、百人百様の対応が必要です。

☆知的障害の程度と意思決定能力は異なる

障害の種別や特性によっても違ってきますし、本人の性格によるものもあります。また人とのコミュニケーション経験の質によっても大きく違ってきます。

特に知的障害の場合、「わがままさ」を拡大してしまう悪循環の支援が気になります。幼少期よりの習慣とか諦めで、周囲が代行決定してしまい、本人の意思形成をないがしろにしてきてしまったり、知らず知らずのうちに「言い聞かせよう」とする態度を強めてきてしまったりしていた。

特に日本ではこの分野での専門的な研究が遅れており、支援の系統的な積み重ねが皆無に等しい、とくに意思決定支援の専門家養成が重要課題です。

多様な意思決定ができるようになるために、その時々で、成功体験や失敗経験を積む中で意思決定に付きまとう葛藤や悩む力を育てる支援が必要です。

3. 意思決定支援を進める

知的障害者の意思決定支援で大事なことは、言語のみに頼らないことです。同じ「ご飯を食べる」という意味にしても様々な言い方、イントネーションで一瞬にして消えてしまう不確かなものになってしまうからです。写真や絵などの視覚的ツールやマカトンシンボルのような系統化された表現法の他に、近年ではハイテクを使った様々なツールが開発されています。このような傾向は喜ばしいことではありますが、ビジネス化されすぎはしないかとの懸念が残ります。

コミュニケーション支援は、協働行為（本人に支援者が寄り添い協力して物事を進める）の連続です。支援者は意思を共有する力が強く求められますが、分かり合える喜びを双方が享受することが大切です。

※ 権利条約 第2条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、(中略)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

※権利条約 第12条 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

1. 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。
4. 5 (略)

講演Ⅱ

「コミュニケーションツールのあれこれ」

講師 田代 洋章 氏 (日本支援技術倶楽部)

約25年にわたり、障害のある人のコミュニケーションツールの開発・販売に携わってこられた方で、非営利活動として東京大学先端科学技術研究センターとの調査・研究事業に協力し、総務省や文部科学省の委員も歴任されています。

現在は、テクノツール株式会社と日本支援技術倶楽部に所属し、引き続き、障害のある人の生活に役立つツールの研究、開発を行っておられる、まさにコミュニケーションツール開発の第1人者にお話を伺うことができました。

携帯電話で情報を収集し、タブレット上でそれらを、知的障害のある人たちの必要に応じたストーリーに編集していきます。

例えば、一日のスケジュール、通う施設の様子、担当の職員さんの顔写真や作業の手順など。また挨拶の言葉も人によって声の質やイントネーションの差異を避けるために人口音声と文字で表すなど。様々なケースの様々なバリエーションを舞台上であつという間に

操作して示さしてくれました。

親、家族、学校、施設の職員さんにタブレットを通して意思を伝えることができれば、どれほど暮らしやすくなるでしょう。「あきらめの微笑」をなくすことができるだろうと希望が湧いてきました。

※「あきらめの微笑」知的障害のある人が何かを語りかけてくれる時、こちらが話しかける時、互いにどうしても通じ合えないことが多々あります。そんな時に多くの知的障害のある人が微笑んでくれます。そんな時の微笑。「わからないよね。もういいよ」と訳しましょうか。

講演Ⅲ

「ツールの助けで思いが伝わる」

講師 松井 潤子 氏 (せいいいやさかい家族会副会長)

現在21歳で、せいいいやさかいシミズを利用させていただき3年目になる知的障害・自閉症(ともに重度)の息子がおります。

息子は神戸で生まれ1歳半検診で自閉症を疑われましたが、診断がはっきりつかないまま4歳を迎える頃、夫の赴任で南米ブラジルへ一家で転居することになりました。結局ブラジルで知的障害・自閉症と診断を受けました。息子は現地でインターナショナルの幼稚園に通いましたが、ブラジルでは療育や支援の情報はなかなか得られず、ニューヨーク在住の日本人発達障害児の親の会を訪問したところ、ABAについて教えて頂きました。

ブラジルで2年生活した後日本に帰国しましたがその10か月後、今度は中米グアテマラへの転居となり、息子はグアテマラ日本人学校に入学して、6年生まですごしました。

このグアテマラ滞在時期にメキシコに派遣されていた日本人の自閉症専門家と出会い、TEACCHプログラムを教えて頂くとともに、米国ノースカロライナでのTEACCH研修ツアーにお誘い頂き研修に2度、息子連れで参加できました。

ノースカロライナでは絵カードや機器を使った自閉症者とのコミュニケーションを、実例を通して知ることができました。

2006年に帰国し以降は夫に単身海外生活をしてもらって、息子と私は日本で過ごしています。

私は現在 TEACCHで学んだことを基に「発達障害支援教室 星の子」というボランティアの活動で、知的障害や自閉症幼児の療育のお手伝いをしています。



「ツールの助けで思いが伝わる」

息子の現在のコミュニケーション

言葉はあるが やりとりは単語での要求、拒否程度。日常会話は難しい。
言いたいことが言えずに 手を叩く、ジャンプ 手が出ることも…
「意思の尊重、意思決定のために選択させる」…が、この“選択する”が難しい時も



「外食時にお昼ご飯が選べない」ことへのお助け

- ⇒ 食事やレストランの写真をA4用紙にプリントして選ぶ手がかりにする。
- ⇒ プリントを小さくして携帯ノートに挟んで持ち歩けるようにする。
- ⇒ プリントに代えて 機器 i-pod touch※ を利用してみる



※携帯電話i-phoneの電話機能がないオーディオプレーヤー 携帯電話と同じアプリケーションが使える
携帯の契約をしないで機器だけ購入できる …スマホを使っていないので…

- 知的障害者に使えるコミュニケーション用アプリはいろいろある ● 無料の物から7000～8000円位する物まで
- 無料の物からいろいろ試して ● 自分も子どもも使いやすく、わかりやすいものを使う

現在 息子と使っているのは
i-phoneアプリ
「絵カードコミュニケーション」
(購入時350円 現在720円)



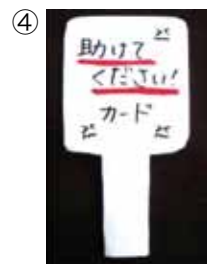
「絵カードコミュニケーション」アプリを使って

場面、場面で適したツールがあると感じます。
IT機器が有効な時はIT機器を活用。簡単なツールでも伝えられるのなら手軽に簡単なツールでもお助けになると思います。



使ってきた簡単な意思伝達ツール

- ① ゲームしたいと伝えたい
- ② おかわりほしいと伝えたい
- ③ 歯医者さんで
- ④ 手が出る前に気持ちを伝えたい



言葉だけでなく、機器・ツール・絵・写真・サイン・印・文字などの助けがあると
知的障害者にもわかりやすくなり、意思表示の助けになります。

ただし 絵・写真・文字・機器・ツールさえ使えば、いつでもだれにでも適切な配慮となるわけではないようです。

その人にとって、その場面で伝わりやすく・伝えやすいのは
どんな方法…IT機器 簡単なツール？
どんな表現…色？ 印？ サイン？ マーク？
印？ 実物？ 絵？ 写真？
数字？ 文字？



1人1人に、それぞれの場面場面で、見つける。
上手く活用するのに練習が必要な場合もあります。
そして、その方法を用いる。
⇒ **それが知的障害者への適切な支援になると
思います。**

息子さんと松井さんの二人三脚のコミュニケーションの歴史のようでした。

思いが伝わらずパニックになったり、手が出たりする息子さんの苦痛に向き合い、「どうすれば気持ちを伝え合
うことができるのか」との思いで作られたツールの工夫の数々に感動しました。

中央研修会の感想と私達の生活

但馬、丹波家族ネット理事 佐山 忠行

昨年の11月24日に埼玉大学の宗澤忠雄先生を招き「知的障害ある人の意思決定支援を考える」と題しまして講演をいただいた。日本もやっと一年前に権利条約に批准しましたが日が浅く多くの課題を抱えています。講演ではある事例で権利条約に纏わるお話を拝聴しました。

本人は35歳の男性、母親との二人暮らし、母親は不動産等で資産2000万と月20万円の家賃など、本人は6歳から7歳程度の発達障害の方で障害基礎年金＋稼働収入10万で比較的、恵まれた家庭での話。

「本人が60万のカメラセットを買いたい」どうしても欲しいと訴え。「なぜカメラセットが欲しいのか」「使いこなせるか」を周りの者が考えもっと安い物購入したとすると、この判断は権利条約違反にあたります。私も知的障害(判定A)、程度区分4の息子と時計、文具類を買いたい物に行くが時計、ノート、ペンシルなど買い物の時、意思を無視して私の判断で進める傾向があるのも完全に権利条約違反に該当していることになる。皆さんはそんな経験ありませんか？

障害者権利条約で監視委員会から代理人の意思決定制度の廃止(12条)が明記されており日本にも警告文章が出されているようです。障害を持つ方には多種多様の支援が必要です。支援者は特定の例えば後見人一人に任せず、本人との生活に関わりが深く密接な関係のある複数の支援チームが望ましいとの事でした。障害支援区分で人間を物扱いして、障害者を人間としては見ず、机上でマニュアルを作成、障害者の現状を知らない連中が支給決定しているのはおかしい。また、1年間に介護サービス現場を全国で20%近い介護職場を辞職しており職員の士気にも影響が出ています。親の高齢化に加えてIT化が進みついていけないという声を聴きます。私もデジタル時計の設定が分からず、障害を持つ息子に教えを乞うた事があります。「高齢化 増えるカードに 減る記憶(新聞に記載をされていた川柳)」障害者の支援されている皆さんの頑張る心意気に期待をします。

午後は田代洋昭氏、松井潤子さんの重度知的障害を持つ息子さんとの体験報告を拝聴しました。喜怒哀楽等の表出がほとんどなく、日常会話の困難な人に対する支援では絵文字iPhoneのアプリ、実物、写真など分かりやすく伝達方法で、本人の意思を把握し意思疎通を試みられておられた。大変な根気、労力があつたことと敬服をしました。

日本ではこの分野で諸外国から大きく遅れをとり意思決定の要請機関が東京都ITセンターに有るくらいで各都道府県に皆無だと聞く。防衛費の1機(無人偵察機)146億円です。今年度予算要求を減らしでも、センター設置の予算を付けて欲しいですね。

次に皆さんにも関係がある問題で横道に逸れますが、最近事あるごとに由岐会長が挨拶で平和憲法の9条について話をされます。昨年の9月に安保関連法案

に抗議をして国会前(特別都道175号線)約、12万人の子供からお年寄りまでの人々で埋め尽くされ全国的にも運動が展開されました。其れに伴い防衛費は遂に5兆円を突破したが25年前には4兆円の予算でしたから右肩上がりになり更に尖閣、南支那海でアメリカの肩代わりで来年度から更に予算が上がる？ 因みに福祉予算は10年前と比較、2割増31兆になったが高齢者が増え年金、医療介護サービスの利用が増えた結果です。

一方、国の予算に目を転じると96兆7,218億円、税収が57兆円6,004億円と相変わらず予算の足らずの予算32兆円を国債に頼っています。日銀がマイナス1%に金利の引き下げを敢行したが余り効果なく金融機関は預けていた皆さんの預金で国債を買っているのですが、年金機構、生保は株に投資を、株価はしかし猫の目の様に変動してコントロール出来ない。

元々国債は大平内閣時代に始めたものですが大平総理はいろいろ逸話がありまして国債には反対の立場でしたが周りに押され国債発行を開始、首脳会談で目が細いため寝ていると勘違いされ相手の首脳が怒り出して交渉が決裂に成り掛けたことも、又鳩山由紀夫が内閣時代は税収入が30兆円台で国債発行額50兆円超えた時代も今や1,000兆を超える借金に膨れ上がりこのまま行けばギリシャの様に破産の憂き目を見ます。

仮に国債下落で紙切れになると、昨年の流行語大賞の「安心してください国債柄のパンツ履いています」ではシャレにもなりません。32兆円の国債中、外国投資ファンドが遂に9%を超えましたが、彼等は国債下落で投資に旨味がなくなれば逃げ足も速く簡単に資金を引き上げると思います。アベノミクスも、ほころび始め日銀は金利をマイナス1%金利に引き下げた失政の責任を誰が取ります。国政は直接障害者施策に反映します。障害を持つわが子らのためにも目をそむけてはならないことです。

さて、11月24日の中央研修会の参加者が177人で、平成19年の参加者が255人と激減しました。その対策に理事会でも頭を抱えています。この要因は会員の高齢化や後見者が兄弟に代わり、関心が薄くなっているなどがあげられます。国会前のデモ、京阪神でのデモに参加が無理でも研修会には1人でも多くの皆さんが参加をして、弱い立場の兄弟、姉妹のために署名と国への要望を訴えて行きましょう。

「今年は6月に参議院選挙を控えており与党は憲法改正(9条)を公言しています」

安保関連の法案を廃案に追い込むぐらいにしないと国防費が上がりその削減を福祉予算に狙いを絞るのは当然です。戦後70年経ちましたが未だに異国に約101万の遺骨が野ざらしで放置されて居ります。戦後処理も終わらないうちに又我が子、孫たちに辛い、悲しい思いをさせてはいけません。

皆さんもご存じの方もあるかも知れませんが、厚労

省の役人で自立支援法などの作成にかかわり、部下の偽証で起訴され服役された村木厚子さんが、冤罪から釈放されて初めて社会の光の届かない障害者の存在に気が付いたと語り、後に村木さんは国から補償金を障害者の基金に(3000万)を寄付された。自分に火の粉が降りかかり目から鱗が落ちたとのことでした。国政を頭の固い官僚に任せたら碌なこと有りません。私達の意見は国政選挙の投票で思いを通し、護衛艦1隻

(1734億)でも減らし私達の子供を預けている職場の環境整備と職員に働きがいのある待遇改善を図り、子供が安心して暮らしのできる施設にするため、福祉の予算増額要求する運動を展開しましょう。最後に劇作家マルチタレント寺山修二氏、母上の台詞だったと思いますが「人生、自分の過去を嘆き悲しんで、あとを振り返っても、もう後には戻れない、ただ前進あるのみです」

平成27年度 かぞくねっと活動報告

阪 神

会長 笹川 かほる

〈主な活動〉

- 評議員会 5/15(水) 参加者12名
- ・26年度事業・決算報告
 - ・27年度事業計画・予算
- 7/28(火) 参加者12名
- 9/10(木) 参加者12名
- 10/30(金) 参加者11名
- 1/14(木) 参加者11名
- 2/20(金) 参加者13名
- ・H27年度の役員

理事会 12/14

〈研修会〉

日 時：1月27日(水)

場 所：尼崎市立小田公民館 代ホール

参加者：103名

講 演：「障害児・者にささえられて！」

講 師：小山 京子 氏

(兵庫県重症心身障害児(者)者を守る会会長)

■講演のあらまし

時代がいくら変わろうとも制度がいくら変わろうとも、障害を持つ子どもが生きていくためには、何が必要であるかははっきり見きわめ、親としてできる精一杯のこと(自助をすることです。個人ではすぐ限界に達するので、家族会の会員が一緒になっての運動(共助)も大切です。これでも行政への訴えにはおのずと限界が見えてくるのですが、あきらめずに続けることが重要です。

昭和22年に児童福祉法ができ、社会が変化していく中で、いろいろな種類の障害を持つ子の親たちが集まって親の会を作り、全国的な組織になり、国への働きかけを始めました。国からは、生産性のない障害を持つ子へは税金を使えないとまで言われたこともありましたが、いろいろな人の協力も頂いて運動を続けた結果、障害を持つ子どもへの教育・医療・福祉の制度ができ始め、障害者を受け入れる施設も各地ででき始めました。

また、障害を持つ子は短命だと言われましたが、医療技術の進歩によって長生きができるようになり、新たな問題として「65歳問題」ができました。高齢化に伴い医療が必要になりますが、適切な医療を受けられる体制づくりが大きな課題になってきています。

いずれにせよ、障害を持つこの子たち、一生懸命に生きようとしているこの子たちから、生命の大切さを学び、生きる勇気・希望をもらい、この子たちがいたからこのようなすばらしい人生が送れたと実感できました。

今後は、親のあり方・姿勢が問われる時代になり、社会へ情報を発信していくためには、社会が受け入れてくれるような活動・運動を日ごろからやっていくことが重要になってくるものと思います。

こ う べ

会長 木村 三規子

神戸市内にある知的障害児者の福祉向上を図り、豊かな生活と権利を守る理念の元1年間活動してきました。こうべかぞくねっと独自の活動はおおむね達成しましたが、反省点も多くあります。各施設家族会会員にかぞくねっとの活動が全て理解して頂いていないのが現状です。来期の課題としもう一度原点に戻り活動を続けたいです。

〈主な活動〉

◇6月19日 総会 参加者80名

- ・26年度事業・決算報告
- ・27年度事業計画・予算
- ・講 演

「平成27年度神戸市知的障害児者の福祉施策」

講師 境田 多美枝 氏

(神戸市障害福祉部障害支援課課長)

◇3月25日 会長及び三役会

参加者：60名 場所：あすてっぷKOBE

〈研修会〉

10月9日 研修会 参加者170名

場 所：神戸北野工房

講 演：「親の役割 施設の役割とこれからの運動」

講 師：東京多摩学園施設長 山下 更生 氏

シンポジウム：

コーディネーター 神戸市知的障害者施設
連盟会長 松端 信茂 氏

シンポジスト：

ひょうごかぞくねっと会長 由岐 透 氏
山下 更生 氏(前出)

・26年度事業・決算報告

・27年度活動計画

1 / 18 参加者13名

・研修会について

・来期理事選出

理事会 4/15 10/6 12/8 3/18 計4回

〈幼児部会〉

◇11月13日 研修会 参加者45名

当番園丸山学園

場 所：あすてっぷKOBE

講 演：「一人一人の違いを受け止めて
～自立をめざした支援とは～」

講 師：米田 和子 氏

◇2月19日 反省会 参加者18名

場 所：総合福祉センター

- ・今年度の行事の感想と反省
- ・次年度の取り組みについて
- ・新役員の紹介

〈その他〉

- ・ジョイフルコンサート 実行委員会
- ・神戸自閉症協会総会参加 講演依頼
- ・会長及び三役会：計4回
- ・理事会：6/26 7/24 8/21 9/4 2/19
計5回

■平成27年度こうべかぞくねっと

幼児部会主催研修会を終えて

今年度の研修会は平成27年11月13日(金)に、NPO法人ラヴィータ研究所 子ども発達相談センター・リソース「和」所長 米田和子先生に「一人一人の違いをうけとめて～自立をめざした支援とは～」というテーマでご講演いただきました。

子どもが問題行動を起こすとき、問題行動は助けてのサイン、どうしてよいかわからず一番困っているのは子ども自身。

頭ではわかっているつもりでも、つい自分の方がパニックになってしまうことがあります、そのようなときは米田先生の「あなたはあなたでいいんだよ。最良の療育者は保護者です。わが子のスペシャリストになってください。」というお言葉を思い出し、子どもが何を求めているのか、よく見つめて支援の方法を見つけ1つでも多くの自信を持たせてあげられるよう手助けができればと思いました。

研修会を開催するにあたり、最初は不安でしかありませんでしたが、まわりの皆様のご協力のおかげで研修会を終えた今、貴重な体験に携わらせていただいたことを大変感謝しています。

東北播磨・淡路

会長 吉岡 京子

〈主な活動〉

会長会 6 / 9 参加者17名

〈施設見学〉

7月13日(月) みずほの家(篠山市) 参加者20名

〈研修会〉

2月10日(水)

高砂市ユアアイ福祉交流センター 参加者80名

■講演のあらまし

平成28年2月10日(水)高砂市ユアアイ福祉交流センター(ユアアイ帆っとセンター)にて平成27年度東北播磨・淡路かぞくねっと研修会を実施。行政からも来賓をお招きし多数の参加(約80名)を頂き開催。

午前は障がい者支援施設あかりの家施設長 三原憲二氏より「『はざま』で考えること」と題して講演。

“見せかけのコンプライアンスばかり重視する福祉行政に対し、「福祉の真ん中にはやっぱ

り人を」と人材の育成(「支援する人作り」)があってこそ「専門性が光を放つ!」を強調。またそれが自閉症の人たちの個別性への気付き、可能性を引き出す事になる”等々療育のキーワードについて講演。

午後からは社会福祉法人あかりの家・地域センターあいあむセンター長 濱口直哉氏より「みんなで考えるこれからの暮らし」と題して講演。

相談支援専門員としての活動体験を元に、“利用者とその家族が希望する生活は何か”をサービス等計画表・支援利用計画表に文書化し、その実現に向けて“いつ、誰が、どのように”を更に具体化し、支援体制を整える事が重要。

そして「親がいても、親亡きあとも、一人ひとりにとっての暮らしのスタイルとは色々(一人暮らし・グループホーム・入所施設・家族と暮らす)あって面白い」と!

参加者から「支援現場での実体験の話が良かった。」、また「契約社会の中であって血の通った人(事業所)に世話になる利用者は幸せですね。」との意見が寄せられた。(あかりの家保護者会長 久保田忠幸)

西中播磨

会長 平山 昭利

西・中播磨かぞくねっとは、年間計画の柱として、次の3点を重点に取り組んで参りました。

- 1) 各々施設家族会の充実と定期開催の会長会全員参加
- 2) 全施連全国大会 in 神奈川大会への参加



3) ひょうごかぞくねっと行事、各研修会等の参加と充実
 一般的には、行事主体の活動に終始して、組織最先端の施設家族会が、少子高齢化の影響で非常に弱体化し、家族会自体の存続も危惧される課題を突き付けられました。

第1項の課題では、組織拡大は常に意識してきましたが、実際、ほとんど手を打てないまま時間が過ぎ去ってしまい、会長会欠席施設は、全施連・かぞくねっと本来の活動が知られないまま取り残されるという、大きな課題が教訓として浮き彫りにされました。ここに焦点を当てた対策が急務と痛感しております。2年続けて退会施設が出たことに反省しています。

第2項目は近年、ひょうごかぞくねっとの熱意と積極的啓蒙により、参加者の増強と内容の充実により、好評を博している。一層、力を入れて取り組みに、貢献をしていきたい。

第3項目は広い兵庫県、どうしても行事が阪神間に偏りがちであり、地理的に県西部からの参加が滞るので、皆苦心しているところです。地元かぞくねっと研修会は毎年、盛況、成功を収めているので、今後も発展・持続を期したいと思っています。

今後の課題としては、入所施設利用者は高齢化しているが、通所を利用している家族は比較的若い方々が多いので、ここにどうアタックしていくかを検討していきます。

〈主な活動〉

正副会長会	5/27	参加者18名
	9/15	参加者15名
	2/17	参加者15名
理事会	4/24	5/27 7/24 9/15 2/12
	2/17	計6回

〈研修会〉

11月11日(水)

場 所：姫路自治福祉会館 参加者112名

講 演：「最近の福祉情勢について」

姫路学園の紹介と就労支援事業の取り組み

但馬・丹波

会長 三浦 雅春

27年度も、但馬丹波の研修会を中心に施設見学(恩島会たんば園)、そして楽しみにしている浜坂の旅、研修会と盛りだくさんのスケジュールで充実した活動ができたと自負しています。

〈主な活動〉

4/18(土)	会長会	新役員の顔合わせ
7/18(土)	会長会	26年度事業会計報告 27年度事業会計計画
8/8(土)	会長会	施設見学打ち合わせ
9/15(土)	会長会	施設見学たんば園
10/3(土)	会長会	研修会打ち合わせ
12/19	会長会	
3/19	会長会	

〈研修会〉

日 時：11月7日(土)

場 所：ハートフル春日 参加者 約90名

講 演：「平成27年4月障害者総合支援法見直し後の地域移行に伴う障害者の現状と展望」

講 師：丹波市福祉部生活支援課保健師

蘆田 浩美 氏

〈第6回親子一泊研修旅行〉

日 時：12月14日～15日

場 所：浜坂保養荘 参加者23名

知的・発達障がいのある方に
 毎日の安心をお届けする。

それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751(代)

○募集代理店

(株)ワイドホケンセンター
 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
 東洋ビル3階

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
 岩本町シティプラザビル5階

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**
少額短期健康総合保険(無告知型)

知的障害者福祉総合補償制度

(普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱代理店
 (有)ウェルフェアサービス
 〒130-0022
 東京都墨田区江東橋4-24-3
 TEL:03-3631-9225
 FAX:03-3631-9247

引受保険会社
 エース損害保険(株) 東京支店
 〒100-0004
 東京都千代田区大手町1-6-1
 TEL:03-6212-7410
 FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は.....

Dg デジタルグラフィック株式会社

●記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プライベートカード
 ●スクラッチ ●カラー年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>

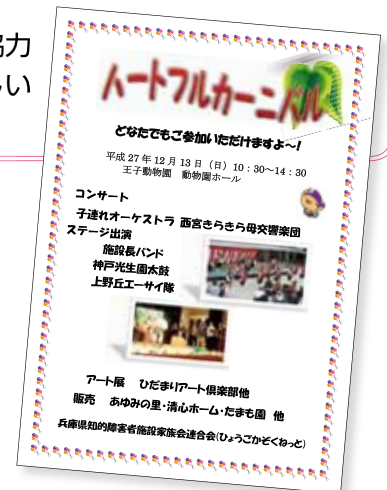
赤い羽根共同募金助成事業

♥ハートフルカーニバル♥

12月14日(日) 王子動物園ホール

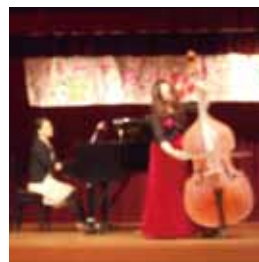
昨年、こうべかぞくねっとがリピーター山中氏を迎えてニューイヤーコンサートを開催いたしました。利用
 者も参加してとても楽しいイベントになりました。今年も引き継ぎ、こうべかぞくねっとが中心となりハ
 ートフルカーニバルを開催しました。

王子動物園に来た人がチラシを見てきてくれたり、神戸自閉症協会が参加協力
 してくれたりしたこともあり200名を超える人の参加を得、にぎやかで楽しい
 ひと時を送ることができました。



子連れオーケストラ 西宮きらきら母交響楽団は、文字通り子連れで
 きらきら輝いている若いお母さん音楽家の楽団でした。ロング
 ドレスで澄んだ音色を奏でるお母さんの背中には赤ちゃんがおぶら
 れてすやすや眠っていたり、突然舞台の上によちよち歩きの幼児が
 上がってきてお母さんのドレスの裾をにぎって音楽に合わせてリズ
 ムを取り出したりと、心温まる素晴らしいオーケストラでした。

会場の聴衆も、大きく体をゆすって音楽を全身で聞いている人、
 舞台下で指揮をする人、音楽に合わせて歌う人、様々に音楽に酔いしれています。一番陶醉感があつたのはビバル
 ディの「冬」でした。クラシックの本当のすごさと知的障害のある人の感性に圧倒されっぱなしでした。



神戸光生園太鼓は力強い太鼓の響きを満喫させてくれました。

上野丘エイサー隊はエイサーと踊りで沖縄の情景を思い浮かべさせてくれました。



最後はこうべかぞくねっとバンドはこうべの施設長と職員のバンドです。もうみんな盛り上がりすぎて、バンドの演奏に合わせて？大声で歌いました。



清心ホームからは新鮮野菜の即売、家族会はバザーを開催しました。

あゆみの里・せいれい・こうべかぞくねっと理事が物品販売をアート展もひだまりアート倶楽部はじめ陽気会明正園が出品してくれました。

助け合えば力となる 互助の精神！！

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

◆ 入会金 10,000 円

◆ 保険料 12,000 円 (年間)

【入院保障保険の保証内容】

- 付添介護保険金(付添人) 日額 上限 8,000 円 (被保険者負担実費×付添日数)
- 付添保険金(家族) 日額 3時間以上 12時間未満 (2,500 円×付添日数)
- 日額 12時間以上 (5,000 円×付添日数)
- 差額ベッド費用保険料 日額 上限 5,000 円 (負担実費×差額ベッド利用日数)
- 死亡保険金 保険証券記載の死亡保険金額 10,000 円

【1会計年度(4/1~3/31) 90日を限度・通算限度日数 900日】



互助会は、まだ知的障害者が入れる保険が無かったころ、入院した際に負担を求められる室料と付添いについての補助を目的に、助け合おうという相互扶助の精神で立ち上げた組織です。他の保険会社とは設立の志が違います。皆さんで守り育ててほしい組織です。

65歳を過ぎたらどこで暮らせるの？

社会福祉は国と自治体の責任です

—「65歳以上の高齢障害者についてのアンケート」結果から—

社会福祉法人愛心福祉会 愛心園

(〒678-1241 兵庫県赤穂郡上郡町山野里2749-35)

障害福祉サービス利用者の高齢化は、全国的な課題となっています。今まで利用してきたサービスが介護保険優先の原則から使えなくなる等、将来に不安を感じる状況が少なくありません。

愛心福祉会でも、65歳以上の利用者が20%以上を占める状態です。又、現在グループホームを利用しながらも、近年に65歳を迎える人、その御家族からの不安の声が聞こえてきます。

希望する暮らしを考える時、年齢がハードルになってしまう、この状況をどう考えるべきでしょうか。愛心福祉会は、この課題について現状を明らかにしたく、県下41の全自治体へのアンケート調査を行いました。

アンケートから見えてきたこと

①自治体により考え方の差が大きい

多くの自治体が「一定の条件をクリアしていれば認める」と回答している一方、「受入施設があれば認める」との肯定的な回答の自治体、「いかなる理由があっても認めない」との否定的な回答の自治体がそれぞれ1割程度あり、考え方の差が顕著に出た。

②本人主体の原則が尊重されない

自治体からの「一定の条件」は、「介護認定を受けた上での判断」との考えが多い。介護認定の結果により本人の暮らしの形が決められ、本人主体が尊重されていない。

③総合的な判断が求められる

ご本人の希望や状態に応じた、理想となる暮らしの形は多様である。自治体との協議の際に、最も利用者に近い、福祉の担い手である我々が、その人にふさわしい形を訴えていく必要がある。

本来、社会福祉は国と自治体の責任です。「権利としての社会福祉」が「市場原理に基づくサービス」になったこと、すなわち「買うか買わないか」という個人の選択になってしまったことが一番の問題ではないでしょうか。障害者福祉は保険料を払ってサービスを受ける介護保険とは本質的に異なります。

■「65歳以上の高齢障害者についてのアンケート」

◇アンケートの主旨

障害福祉サービス利用者の高齢化は全国的な課題となっている。当事業所でも、65歳を越える利用者が20%を越えた他、グループホーム利用者も2名が60代であり、今後の支援方針を決めかねている状態である。

そこで、当事業所での喫緊の課題である、①施設入所をしている高齢障害者がグループホームに移行できるか ②グループホームを利用している高齢障害者が施設入所支援に移行できるか の2点に絞り、介護保険原則優先の考え方の狭間で、利用者本位の豊かな暮らしを考える時、課題をどう捉え、どう展開していけるか、運動していく材料としたく、アンケートを実施した。

◇アンケートの実施日

回答締切日 平成27年11月30日(再確認日 平成27年12月7日)

◇アンケートの対象

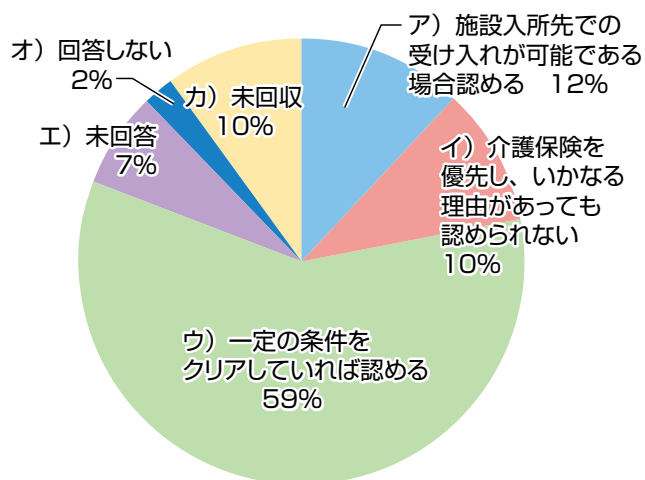
依頼自治体数 41(兵庫県内の全自治体)

回答自治体数 37(「回答しない」と答えた1自治体を含む)

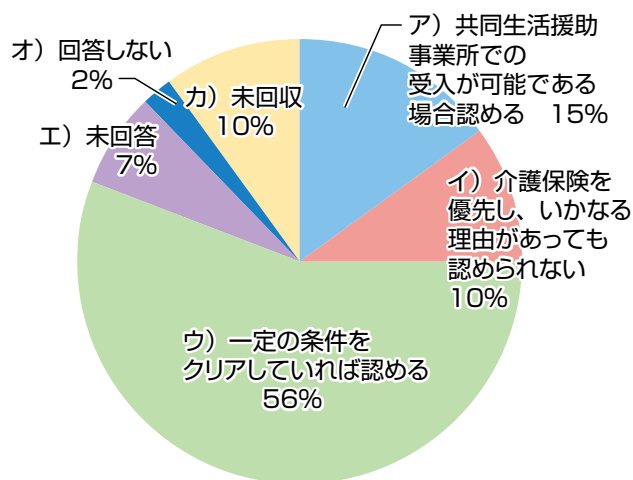
回答率
90.2%

アンケートの結果

Q1 65歳以上の「共同生活援助」利用者が、「施設入所支援」への移行を希望した場合の取り扱いについて



Q2 65歳以上の「施設入所」利用者が、「共同生活援助」への移行を希望した場合の取り扱いについて



65歳以上の高齢障害者についてのアンケート 報告書

平成28年2月25日

		① 65歳以上でGH→施設入所	② 65歳以上で施設入所→GH
1	朝来市	施設入所先での受け入れが可能の場合認める	共同生活援助事業所での受け入れが可能の場合認める
2	養父市	〃	ア
3	南あわじ市	ア	ア
4	西脇市	ア	ア
5	高砂市	ウ	ア
6	新温泉町	障害支援区分が施設入所要件に満たしていれば可能	ア
7	猪名川町	ア	ウ 介護保険が優先。特性等により、受け入れ困難な場合は可
8	市川町	ただし本人状態から相談支援、ケアマネと相談	イ ただし本人状態から相談支援、ケアマネと相談
9	小野市	イ	イ
10	淡路市	イ	イ
11	宝塚市	イ「原則」として。	イ「原則」として。
12	神戸市	ウ 一定の条件をクリアしていれば認める	ウ 一定の条件をクリアしていれば認める。
13	相生市	ウ	ウ
14	赤穂市	ウ	ウ
15	芦屋市	ウ	ウ
16	伊丹市	ウ	ウ
17	加古川市	ウ	ウ
18	加西市	ウ	ウ
19	加東市	ウ	ウ
20	川西市	ウ	ウ
21	三田市	ウ	ウ

		①	65歳以上でGH →施設入所	②	65歳以上で施設入所 →GH
22	宍粟市	ウ		ウ	
23	たつの市	ウ		ウ	
24	豊岡市	ウ		ウ	
25	西宮市	ウ		ウ	
26	姫路市	ウ		ウ	
27	三木市	ウ		ウ	
28	稲美町	ウ		ウ	
29	上郡町	ウ		ウ	
30	香美町	ウ		ウ	
31	佐用町	ウ		ウ	
32	神河町	ウ		ウ	
33	播磨町	ウ		ウ	
34	明石市		両自治体とも条件提示 あり「ウ」と思われるが、 チェックがない。		両自治体とも条件提示 あり「ウ」と思われるが、 チェックがない。
35	洲本市				
36	福崎町				
37	太子町	回答の意向は無いとの返答あり (12月7日、電話連絡にて確認)			
38	尼崎市	未回答 (回答の意思は12/7の電話連絡にて確認している。)			
39	篠山市				
40	丹波市				
41	多可町				
42	寝屋川市				設問①に同じ。
43	門真市	ウ		ウ	設問①に同じ。
44	京都市	ウ		ウ	設問①に同じ。
45	大阪市	未回答 (12月7日確認、提出すると言われるものの確認で きていない)			



施設のくらし どんなんかな～



3回シリーズで掲載します。

高知のあじさい園の施設職員研修で支援員たち自らが「施設は利用者にとって我が家になれるか」「職員の都合で決めていないか」を柱に点検表を作成されました。

その点検表を使ってひょうごかぞくねっと理事にわが子らの利用施設を点検してもらいました。

起床・就寝

		回答数
起床 就寝	起床・就寝時間が決められており、一斉に起床している	3
	起床・就寝時間は決められているが、個々のペースや健康状態、希望に配慮している	6
	ゆとりある時間設定で、個々のペースや健康状態に配慮している	2
	常識的生活と比較して適切な時間にしてある	1

- 7時起床 8時朝食 6時夕食 10時就寝… 時間厳守というのは合宿所じゃないのだから
- 土日とかゆっくりしたいと思うよね
- 生活のリズムを崩さない配慮も必要です
- 夜間の職員が足りないので、一人一人の起床・就寝には対応できないのでは？
- 目覚まし時計で起きる練習ってしてもらったことあるのかな？ 自宅ではできなかったけど…。



食 事

		回答数
食事 時間	食事時間が決められている	10
	食事時間は決められているが、個々のペースや健康状態、希望に配慮している	9
	ゆとりある時間設定で、個々のペースや健康状態に配慮している	6
	朝・昼・夕の食事時間が適切である	7



- 1時間ぐらいの間に食事をするようになってきているけど、少し短いのかしら
- 食べるのが遅い人が急がされて叱責されているのを見て、心が痛んだことがある
- 職員の勤務時間の関係で特に夕食が早くなっていないかがポイントです
- 6時に夕食は済ますが、8時にティータイムがある。

		回答数
食事 内容	食事前にすべての献立が配膳されている	8
	ご飯や汁物、冷たい物等は個々が食事する直前に配膳されている	6
	ご飯、汁物のおかわりができる	6
	お盆などに定食形式で食事している	11

- おかわり自由はいいのかな、食べ過ぎに心配です。
- 外注している賄いの人にも、食事時間や提供の仕方、知的障害を持つ人の特性を理解してもらうのは難しい。
- 刻み食などが必要になった高齢障害者への対応もできている
- 一般家庭と同じように、器をテーブルに配膳している（定食形式は味気ない）
- トレーがなかったら他の人と区別ができない
- 直接配膳とトレー配膳と個人好みや器用さで混在している。
- その日によって食べる量も違うので、おかわりはいりますよね



		回答数
食事 場所	名札等が付いていて食事場所が決められている	9
	食事する場所は自由で、好きな人と食事ができる	4
	テーブル席は少人数である（4～6人掛け程度）	9



- 自由席だが、自然にほぼ席が決まってしまう
- せっかく談笑しながら食堂へ来たのに、名札のある離れた席に座ったのをみて違和感を覚えたことがある。

		回答数
醤油 など	醤油、スパイス等の調味料は使うことができない	7
	醤油、スパイス等の調味料は希望により使うことができる	1
	醤油、スパイス等の調味料は常時テーブルに置かれ、自由に使える	1



●個人の嗜好を大切にする。

		回答数
食器	メラニンやプラスチック等の割れにくい食器を利用している	12
	井めしで提供していないか	1
	陶器、ガラス等の食器を利用している	4

●最近、メラニン食器もきれいで食堂でも使われてるのはどう思います。



リレー随筆

「私は一人じゃなかった。」

神戸聖生園 家族会 小林 登志重



阪神淡路大震災の日、生後17日目の啓介は、ようやく寝ついたところだった。大きな揺れの後、停電。それまで暖かかった部屋がどんどん冷えていく。それでもすやすやと眠る啓介を、私は自分の体で温めた。

障害がわかったのは、3歳のときだ。口数の少ない子供だとは思っていたが、「自閉症」という言葉にはさすがにとまどった。不安、心配、絶望……。どん底まで落ちた私は、それでも前に進むしかなかった。

小学校では、特別支援学級に在籍した。健常の子供たちとのトラブルも多く、そのたびに「ここで過ごすのは無理なのか。」と落ち込む。それに対して担任の先生は、「養護学校(特別支援学校)に変わるのはいつでもできる。」「今すべきことは、顔を上げて歩くこと。何も悪いことはしていないのだから。」と、いつも励ましてくださった。そうだ、私は何も悪くない。我が子を地域の学校に入れたかっただけ。啓介のことをみんなに知ってもらいたいだけ。先生の言葉に力をいただき、6年間の小学校生活を終えた。

中学校は、特別支援学校に進んだ。この時、啓介と私はスペシャルオリンピックス(SO)の一員となる。これは、知的障害のある人たちにスポーツ活動を提案し、社会参加を応援する国際的なスポーツ団

体である。ここでの出会いが、私にまた前に進む力をくれた。

競争意識がなく無欲に走る啓介に、ゆっくりでもいつまでも走り続けてほしいという思いが重なり、長距離走にトライさせた。最初は、たとえ1kmの距離でも立ち止まり、走りたくないからか泣き出すこともあった。その度に、母である私はいら立ち、走り切れない啓介がもどかしかった。そんなとき、同じような障害を持つ子の母であるメンバーの皆さんに、「小林くん、がんばれ。」「えらい、えらい。」と声をかけてもらった。いつしか啓介の走る距離が伸び、いやがらずにがんばれるようになった。私は、SOの活動の日が楽しみになり、皆さんと会えることが励みになっていった。

昨年10月、全国知的障害者施設家族会連合会の全国大会に参加する機会を得た私は、その重鎮の方々と一緒に横浜へと出発した。道中、新幹線の中では、親としてのお立場からたくさんの助言をいただいた。大会では、障害のある子を持つ親だからこそ乗り越えてきた辛い体験も伺った。懇親会では、健常のご兄弟の受験に触れ、「この子には受験がないから楽でしたわ。」と、豪快に笑うように、親としての強さを見た。まだまだ障害者に対する偏見や差別が、今よりもひどかったであろう。それを強さや励みにかえて我が子のために取り組んでこられた先輩の皆さまの姿に、私は感謝の気持ちでいっぱいになった。こうして、強く力を合わせて歩んでこられたからこそ、後に続く私たちは障害があっても我が子を育てていける。その力の大きさに、敬意を表さずにはいられなかった。

私は、一人じゃなかった。そして、これからも一人じゃない。啓介と私を支えてくださった先生、仲間、そして、今を支えてくださる多くの方々。感謝の気持ちを力にかえ、しっかりと進んでいきたい。我が子の笑顔のために。



わたしたちの がんばり



22

「お風呂大好き」

赤穂精華園児童寮



児童寮は40名定員の福祉型障害児施設です。障害特性や性別、年齢に応じて4つのユニットに分かれて生活しています。ここでは、毎日夕食後に入浴しています。各ユニットの定員は10名。グループ

に分かれて数名で入っています。体や髪の洗い方については、浴槽のタイルにイラストで掲示しており、それを見ながら自分で行えるように支援しています。また、ユニットによっては、「自立入浴」として、子どもたちだけで入浴を楽しんでいる人もいます。

入浴の準備や掃除など、お手伝いを申し出る子どもたちがたくさんいて、今は当番制になっています。職員からの「ありがとう、助かったわ」と褒められるのも嬉しいようです。職員と個別の時間を共有するのも楽しみの1つかもしれません。

学童期から、体の清潔を正しく学び・習得できると、成人になっても健康的で豊かに、そして自分らしく生きることができるように思います。

H28年4月1日より **障害者差別解消法** が施行されました

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し「合理的配慮」を求めています。

障害者差別解消相談センター

電話：078-362-3356 ファックス：078-362-3560 E-mail：counseling@pref.hyogo.lg.jp

障害者差別に関する悩みに何でも相談に応じてくれます。

助言だけでは対応できない重大な案件には兵庫県が状況確認調査を行います。

弁護士・福祉専門職無料法律相談

毎週火曜・木曜 13時～16時 電話：078-362-0074 ファックス：078-362-0084

虐待・差別・悪徳商法・財産管理など法律に関わる問題や困っていることの相談に乗ってくれます。



プロ野球 オリックスの京セラドーム・ほっともっとフィールド 神戸共通前売引換券 無料配布 先着200枚

- ★京セラ・神戸で4月～9月28日まで約70試合が観戦できます。
- ★引換券を入手してから観戦日を選んでチケットと引き換えてください。(日程表は引換券と共に送らせていただきます)
- ★巨人戦には利用できません。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社より神戸市社会福祉協議会の善意銀行を通して寄付を受けました。ご入用の方は①住所(チケット送付先) ②氏名 ③所属施設名 ④必要数を明記の上、ひょうごかぞくねっと事務局まで、郵送・ファックス・メールでお申し込みください。(できるだけひょうごかぞくねっと理事を通じてお申し込みください)



全国知的障害者施設家族会連合会報告

★第11回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 神奈川

10月21日～22日 ローズホテル横浜

テーマ 知的障害のある人にとって最適な生活の場とは

～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～

全国より572名（兵庫より79名）が参加しました。前年より各都道府県連でテーマについて討議を重ね、その代表が発表しあい議論を深めました。

★第3回社員総会&H27年度第1回理事会 H27年

★第2回 理事会 10月22日 全国大会後

★第3回 理事会 H28年3月18日～19日 春日市クローバープラザ

★PT会議Ⅱ 10回の全国大会での提案により全施連の考える知的障害者福祉の仕組みを、詳しく、わかりやすくまとめようとPT会議Ⅱを再開しました。

宗澤忠雄・小賀久両教授を中心に9月北海道で、11月秋田、3月福岡と開催し、地元の会員や施設関係者も交えて白熱の議論がなされました。

★民主党障がい福祉施策議員連盟との意見交換会

全施連の働きかけにより議員連盟が設立され、9月2日24名の議員（秘書を含む）に全施連20名が、65歳問題を中心に現状を訴え、要望書を手渡しました。

★12回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 福岡

テーマ『「新しい施設」を語ろうー当事者の笑顔耀く日のためにー』

1. 日 時：平成28年10月18日(火)～19日(水)

2. 場 所：ホテルセントラータ博多（JR福岡駅徒歩3分）

3. 大会参加費 6000円 交流会 7000円（参加費はひょうごかぞくねっとが補助の予定）

※詳しくは後日施設家族会を通じてお知らせいたします。

※昨年に続き大勢のご参加をお待ちしております。

全施連で熊本地震災害募金をしますのでご協力を！（詳細は後日お知らせいたします）

28年度の活動について

※印全国知的障害者施設家族会連合会の活動

月	日	曜日	内容	場所
4	8	金	第1回正副会長会	
4	20	水	第1回理事会	
6	22	水	評議員会	
※6	7～8	火～水	全施連総会	新大阪ガーデンホテル
7	1	金	第2回正副会長会	
7	15	金	第2回理事会	

月	日	曜日	内容	場所
9	2	金	第3回正副会長会	
※10	18～19	火～水	第12回 全国大会in福岡	
11	18	金	中央研修会	県民会館
1			第4回正副会長会	
2	10	金	第3回理事会	

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00～4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》

編集後記

4月14日九州地方(熊本)に震度7(前震)、16日にも震度7(本震)が起き、今なお余震が続き、前例のない大地震だそうです。長期化する避難生活の大変さは21年前に阪神・淡路大震災を経験している私たちには辛いものがあります。

こんな時、障害を持つ人々は避難所にも行けず、どうしているのだろうか？ さぞ恐怖で不安な日々を過ごしている事と思います。私たちが今、被災地に協力できる最善なことを一日も早く行動していきたいと思っています。(S.T)